

本要綱は奈良県職業能力開発協会が設備を貸出すにあたり定めるものです。

使用者は、使用に際して、本要綱の内容を十分にご理解いただき、遵守してください。

1. 目的

当協会が所有する技能検定用設備について、技能検定を受検するにあたり、自身の技能・技術の向上の為に必要とする者に対し貸与するものとします。

2. 貸出対象

技能検定受検者

3. 貸出し設備・機器等

品名	数量	備考
射出成形機	1 台	<p>メーカー：日精樹脂工業(株) 型式：FNX80III-12A 付属機器（金型温度調整機・乾燥機）含む （練習用の金型を用意しております。）</p> <p>なお、練習用の材料は用意しておりませんので持参してください。 中央職業能力開発協会のホームページにおいて今年度（令和7年度）の試験問題が公開されておりますので、参考にしてください。 下記 QR コードからご確認いただけます。</p>  <p>また、<u>ページ材についても、必ず持参してください。</u></p>

#### 4. 使用可能日及び時間について

- ・協会が定める練習期間の内、土曜日、日曜日、祝日を除く平日
- ・使用時間  
（午前） 9時30分から12時30分  
（午後） 13時30分から16時30分  
※上記時間は会場への入室、退室までの時間となります。

#### 5. 使用料について

- 1 枠（3時間）あたり 10,000 円（税込）  
（使用料には光熱費等を含みます。）

#### 6. 使用料の支払方法について

- ・使用料は銀行振込にて前払いとします。
- ・振込先は以下のとおりです。

銀行名：南都銀行 本店営業部 口座名義：奈良県職業能力開発協会 口座番号：普通 2408819 振込期限：ご予約完了から一週間以内 ※振込明細書の写しを、申請書と併せて練習日当日に提出してください。
---

#### 7. 使用料の返還について

協会は、原則として使用者が納付した使用料を返還しません。  
ただし、使用者の責によらない故障または天災等のやむを得ない事情により、使用者から協会に申し出があり、協会が当該使用料の返還の必要性があると認めた場合はこの限りではありません。

#### 8. 予約枠申込みから使用までの流れ

- ① 練習貸出カレンダーにて貸出期間、枠をご確認ください。
- ② ご希望の枠について申込受付期間内に協会に連絡し、ご予約ください。
- ③ 申込書を当協会HPからダウンロードし、作成してください。
- ④ ご予約完了から一週間以内に
  - ・使用料の振込
  - ・作成した申請書及び振込明細書写しを当協会に FAX（0742-52-4123）
- ⑤ 機械説明会にご参加ください。
- ⑥ 練習日当日に申込書と振込明細書の写しを持参してください。

9. 申込可能枠数について

- ・ 申込は受検者1人（申込者）1枠までとします。
- ・ 1枠で同時に複数人練習することも可能です。その場合は、同時に練習される受検者の氏名をご記入ください。

(例)

日程	申込者	同時練習者	
5月20日	Aさん	Bさん	→ Aさんの1枠を使用し、Bさんも一緒に練習
5月26日	Bさん	Aさん	→ Bさんの1枠を使用し、Aさんも一緒に練習

10. 貸出条件について

以下の要件1. 2を満たす場合において、試験機を貸し出すこととします。

1. 次の条件を満たす有資格者の帯同※が必要です。

- ①プラスチック成形（射出成形作業）技能士2級以上の資格を持つ者
- ②玉掛け資格を持つ者
- ③クレーン資格を持つ者

(5t未満)クレーン運転特別教育  
床上操作式クレーン運転技能講習  
クレーン・デリック運転士免許 } の内いずれか1つ

※必ず上記条件を満たした方の帯同が必要です。

例：

1人の帯同者が①～③の資格を持つ場合：帯同者1名だけで○。

1人目の帯同者が①、2人目の帯同者が②③の資格を持つ場合：当該2名を帯同で○。

2. 練習貸出の申請者は受検者個人ではなく、所属企業とします。

万一の事故等における損害賠償責任の担保を勘案して、受検者個人ではなく所属企業への貸出とします。また、所属企業において前項に係る資格確認を行い、貸出を申請していただきます。

11. 禁止事項について

- ① 使用時間を超過すること。（使用時間には準備及び片付けの時間を含みます。）
- ② 資格を保持されていない方のクレーン操作・玉掛け作業
- ③ 転貸、その他これに準ずる行為

## 12. 貸出しの制限について

次の項目に当たる場合は貸出しを許可しない

- ① 機器設備に損傷を与えると認められる場合
- ② 協会の管理上支障がある場合
- ③ 帯同者にプラスチック成形（射出成形作業）技能士 2 級以上の資格を持つ者がいない場合
- ④ 帯同者がクレーンの操作・玉掛け作業に係る資格を保持していない場合
- ⑤ 転貸を目的とする場合
- ⑥ 営利を目的とする場合
- ⑦ 生産を目的とする場合
- ⑧ 貸出途中において、危険な行為と認められた場合は中止させる場合がある
- ⑨ その他当協会が適切でないと判断した場合

## 13. 注意事項

- ① 練習時における操作方法等については、当協会では対応いたしません。説明会等で事前に各自確認しておいてください。
- ② 使用者は、善良なる注意をもって設備・機器等を使用し、終了後は使用前の状態に戻し、職員の点検を受けるものとします。
- ③ 使用者が設備・機器等について損傷を与えた場合は、理由の如何にかかわらず、使用者において弁済するものとします。
- ④ 使用者は、設備・機器等の使用にあたり、事故、緊急事態等が発生した場合には、直ちに協会に連絡し、その指示に従ってください。
- ⑤ 協会は、使用者が設備・機器等の使用において発生した事故に起因して、使用者または第三者に生じた損害について、損害賠償責任を含む一切の法的責任を負いません。
- ⑥ 設備・機器等の使用中における災害については、使用者の責任において措置するものとします。
- ⑦ 帯同者の方は、練習者が負傷するおそれがあるときや、操作を誤って機械、工具等を破損するおそれがあるときは、直ちに適切な処置をとって事故を未然に防ぐように努めてください。
- ⑧ 緊急時に備えて、所属企業との連絡体制を事前に確認してください。

## 14. その他

・材料は必ずご持参ください。中央職業能力開発協会のホームページにおいて昨年度の試験問題が公開されておりますので、参考にしてください。

- ・パージ材は必ずご持参ください。
- ・練習用の金型は用意しています。

## 15. 施行期日

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 日より施行します。